第３節　本件吸収合併に伴う更生債権等の処理に関する通則

１　当社およびシンコー・テクノの一般更生債権に対する弁済率は、債権者間の衡平を図るため、合併前に有していた資産及び収益力等をもとに各社毎に決定し、本件吸収合併を行うことにより債権者に不平等・不利益が生じないようにした。

２　重複債権の取扱い

当社およびシンコー・テクノ間では、一方が主債務を他方が保証債務を負担し、又は一方が他方の物上保証を行っている（重複債権）事実はない。

３　内部債権の取扱い

当社およびシンコー・テクノ間には権利義務関係は存在しない。

第５章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達

優先的更生債権、一般更生債権の弁済資金は、営業収益金、手元資金、必要な場合に裁判所の許可を得て行う借入金等をもってこれに充てる。

資金計画の内容は、別表６「弁済資金計画表」記載のとおりである。

第２節　予想超過収益金の使途

予想超過収益金が生じた場合は、更生計画の遂行上必要かくべからざる運転資金および必要設備の投資に充てる。

第３節　共益債権とその弁済方法

１　支払共益債権

更生手続開始決定日から平成21年６月30日までに支払った共益債権は総額258,870,080円（別表11「共益債権支払実績及び未払残高表」）

２　未払共益債権

平成21年６月30日現在の未払共益債権は、総額33,140,870円である（別表11「共益債権支払実績及び未払残高表」）

３　共益債権の弁済方法

上記２記載の未払共益債権及び平成21年７月１日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって支払う。

第６章　担保権等の措置

第１節　担保権の処理

１　存続する担保権

当社の財産上に存する担保権のうち、別表12―１「存続する担保権一覧表(リース)」及び同12―２「同（約束手形)」記載の担保権は、更生計画認可決定後も各表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

２　存続しない担保権

当社の財産上に存する担保権のうち、前記１の「存続する担保権」以外の担保権は、更生計画認可決定により消滅する。

第２節　資産売却処分の場合の措置等

１　支払済手形金の取り崩し

当社は、別表12―２「存続する担保権一覧表（約束手形)」記載の担保権に対する第３章第１節２に定める弁済に充てるため、預金に変換された手形金を取り崩すことができ、同表記載の担保権は、取り崩しがなされたときに、弁済に充てた金額の範囲で当然に消滅する。

なお、別表12―２「存続する担保権一覧表（約束手形)」記載の手形に存する担保権の範囲は、元本及び開始決定日までの利息等に限定されるものであり、預金に変換された支払手形金のうち、開始決定日以降の利息等は当社の残余財産として、当社に確定的に帰属する。

第７章　役員等の選任

１　当社の現役員は、更生計画認可決定日をもって、すべて退任する。

２　当社は、新役員として、次の者を選任する。

⑴　取締役

二宮　　裕　松浦　章郎　小寺　哲郎

⑵　監査役

磯部　照雄

３　当社は、代表取締役として、次の者を選定する。

兵庫県神戸市西区丸塚一丁目５番地33号

二宮　　裕

４　上記２の新役員の任期は、更生計画認可決定日から平成22年３月31日までの事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

５　上記４の任期中に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、管財人において、裁判所の許可を得て選任する。

６　変更、補充又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。

７　新役員の報酬は、管財人が裁判所の許可を得てこれを定める。

第８章　その他事項

会社更生法第167条第１項第６号及び同第７号に該当する事項はない。

別表１ないし13　省略

東京地方裁判所民事第８部

平成１９年（ミ）第１０号

広島県東広島市志和町志和東字阿原671番地の29

更生会社　東広島ゴルフ振興株式会社

１　決定年月日　平成21年９月30日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１章　更生会社の概要等（省略）

第２章　更生計画の基本方針及び要旨（省略）

第３章　更生債権等に関する権利の変更

第１節　通則

１　用語の定義

会社更生法第２条に従うほか、次のとおりである。

⑴　優先的更生債権

一般の優先権がある更生債権をいう。

またこのうち、優先的更生債権（労働債権等）とは、給料その他更生会社との雇用関係に基づいて生じた更生債権をいう。

⑵　一般更生債権

一般の優先権がない更生債権をいう。

⑶　確定した更生債権等

更生債権等の調査において、管財人が認め、かつ、届出をした更生債権者等及び株主が調査期間内に異議を述べなかった更生債権等、ならびに、更生債権等の確定のための裁判手続において確定がなされた更生債権等をいう。

⑷　未確定の更生債権等

更生債権等の調査において、管財人が認めず、または、届出をした更生債権者等もしくは株主が調査期間内に異議を述べた更生債権等で、その確定のための裁判手続が終了していないものをいう。

２　弁済に関する通則的事項

⑴　弁済の日時場所

①　本章において定める更生債権等の弁済期日が、金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日をもって弁済期日とする。

②　本章において定める更生債権等の弁済は、管財人木内道祥の事務所において行う。ただし、更生債権者等が口座振込を希望する場合は、更生債権者等が指定する日本国内の金融機関の口座への振込により行うことができる。この場合の振込手数料は更生会社の負担とする。

⑵　更生債権等の放棄・取下げの取扱い

平成20年３月14日以降、更生計画認可決定の日までに更生債権等の放棄または取下げがあったときは、本章の権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として適用する。

⑶　端数の取扱い

本章の更生債権等の権利の変更及び弁済方法の定めによって更生債権等の弁済額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

⑷　相殺

更生会社が、更生担保権者又は更生債権者に対し、弁済期の到来した債権を有する場合には、管財人は、当該債権と、更生担保権又は免除後の更生債権とを対当額にて相殺することができるものとする。

第２節　更生担保権

１　確定した更生担保権

確定した更生担保権の債権者数及び金額は下記のとおりであり、その内訳は別表⑷の１のとおりである。

債権者数　１名

金額　　1,027,609,910円